

<別紙>

(仮称)白河市大信地区太陽光発電所建設事業環境影響評価方法書に対する福島県環境影響評価条例第11条第1項の意見

1 総括的事項

- (1) 本事業計画は、白河市大信増見地区の森林丘陵を太陽光発電所新設のために大規模に開発するものであり、自然環境及び生活環境に相当の範囲で影響が及ぶことが予想されることから、環境影響評価の実施に当たっては、その基礎となる資料の収集及び整理を含め十全を期すこと。

なお、本環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）では、地域概況等について資料の収集等が十分になされていないため、必要な文献調査を追加すること。

- (2) 環境影響評価を実施するに当たっては、必要に応じて専門家の助言を受けながら最新の知見及び評価手法を採用し、予測及び評価については内容が簡明となるよう、可能な限り定量的方法を用いること。

また、その過程において新たな変更要因が生じた場合には、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行う等、適切に措置すること。

- (3) 方法書に記載されている計画内容は、土地の切盛りや太陽光発電機の構造の詳細が未定である等、十分な具体化が見られないことから、土地の形質の変更や太陽光発電機、変電所、接続道路等の関係設備の位置、規模、構造等について、環境影響ができるだけ回避又は低減されるような複数案を検討し、それらの結果を環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に具体的に記載すること。

- (4) 工事で使用する建設機械、資材及び車両の種類、数量及び輸送経路等については、生活環境への影響が大きく懸念される事項であることから、それらの計画を綿密に検討し、その結果を具体的に準備書に記載すること。

- (5) 対象事業実施区域周辺において、既存の太陽光発電所との環境負荷の相乗効果について、可能な限り環境影響評価に反映させること。

- (6) 事業実施に当たっては、周辺地域住民の理解が不可欠となることから、十分な周知、説明、意見聴取等の徹底をすること。

また、環境影響評価の実施に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺の現状の的確な把握が不可欠なため、準備書の作成に当たっては、当該区域及びその周辺の要所の現場写真を使用する等して、閲覧者が当該地域事情について、視覚からも十分な情報を得て、理解が進められるようにすること。

- (7) 事後調査の計画については、あらかじめ想定される追加保全措置を含め綿密に検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。

## 2 大気質について

本事業の実施に伴い発生する窒素酸化物、粉じん等については、工所用資材の輸送等を含め周辺地域住民の生活等に影響を及ぼすことのないよう、十分な調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書に具体的に記載すること。

## 3 騒音、振動及び低周波音について

本事業の実施に伴い発生する騒音、振動及び低周波音については、工所用資材の輸送等を含め周辺地域住民の生活や畜産業等に影響を及ぼすことのないよう、必要に応じて専門家の助言を受けながら十分な調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書に具体的に記載すること。

## 4 地形・地質について

(1) 対象事業実施区域における土砂流出防止策及び防災調節池の設置、維持管理等は極めて重要であるため、それらの対策を準備書において具体的に説明すること。

また、大雨、長雨等の想定を超える気象状況が発生した場合の対策についても十分に考察し、それらについて準備書において具体的に説明すること。

(2) 土地の切盛りは、必要最小限の計画とし、その内容を準備書において具体的に説明すること。

## 5 水環境について

(1) 対象事業実施区域近傍にある各住宅について、生活用水の水源を確認し、本事業の実施による影響の可能性を精査し、影響が見込まれる場合は適切な環境保全措置を検討して、その結果を準備書に具体的に記載すること。

(2) 汚水や濁水の河川への直接流出を確実に防ぐため、生活排水対策や仮設沈砂池設置等の環境保全措置を綿密に検討し、その内容を準備書に具体的に記載すること。

## 6 動植物・生態系について

(1) 施設の設置及び施工方法等については、野生生物の生活に極力影響がないように計画し、必要に応じて専門家の助言を受けながら十分な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて影響を回避又は低減するような環境保全措置を実施すること。

(2) 対象事業実施区域には湧水や沢があり、希少な動植物が生息していると予測されるため、現地調査の頻度、調査方法、調査範囲等について十分に検討を行うとともに、調査結果について準備書に詳細に記載すること。

なお、水生生物の現地調査地点については、対象事業実施区域内及びWp - 5の上流にも追加すること。

## 7 景観について

周辺地域住民の生活等に影響を及ぼすことのないよう、必要に応じて専門家の助言を受け、十分な調査、予測及び評価を行い、近隣に稼働中の太陽光発電所があることから、影響の増大について検討を加える等して、それらの結果を準備書に具体的に記載すること。

## 8 廃棄物について

(1) 工事中に相当量の伐木や建設残土等の発生が見込まれることから、適切な処理方法を

十分に検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。

- (2) 発電設備の耐用年数や更新時期についての的確に予測及び評価し、将来、老朽機器等を適切に廃棄処分する計画とすること。

#### 9 文化財について

対象事業実施区域及びその周辺に周知の埋蔵文化財包蔵地が所在していることから、未周知の埋蔵文化財包蔵地が所在している可能性があるため、分布調査等について所管している白河市教育委員会と事前に協議すること。

#### 10 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、施設の安全管理について十全に計画すること。
- (2) 稼働中の敷地における雑草対策を十分に検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。